

安芸津生涯学習センター使用料

室名	区分	1 時間当たり	
研修室 301・302・303・304	1 室につき	880 円	
研修室 301～304	全室使用	1,760 円	
研修室 401		660 円	
研修室 402		880 円	
研修室 403		880 円	
和室		660 円	
調理実習室		670 円	
ホール	入場料	無	1,760 円
	徴収	有	2,650 円
多目的室		660 円	

備考 1 冷房又は暖房を使用する場合は、それぞれに定める額を使用料の額に加算します。

(1) 冷房を使用する場合 使用料の額の 3 割に相当する額

(2) 暖房を使用する場合 使用料の額の 2 割に相当する額

2 「入場料等」とは、入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいいます。

3 市外居住者等が使用する場合は、使用料の額の 3 割に相当する額を当該使用料の額に加算します。

4 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の 5 割に相当する額を当該使用料の額に加算します。

5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。

6 地域団体や市民活動団体が公益性の高い事業を行うときは、市が定める基準によって減免を受けられる場合があります。ただし、入場料等を徴収する場合は除きます。減免を受けるためには、あらかじめ「減免申請書」を提出していただき、認められることが必要です。ご不明な点については、安芸津生涯学習センターまたは生涯学習課へお問い合わせください。